



様式第4号（第6条関係）

平成30年7月20日

富士見市議会議長 尾崎 孝好 様

会 派 名 草の根
代 表 今成 優太

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1 期 間 平成30年7月7日
- 2 参加者名 加賀 奈々恵
- 3 場所（行政視察地・研修場所）
東京都新宿区戸山1-24-1 早稲田大学戸山キャンパス
- 4 調査・研修概要
普通教育機会確保法 実現したものと今後の課題

【実践現場からの報告】

以下の4名が登壇した。

- ・前北 海氏
（フリースクールネモ、千葉県FS等ネットワーク）
- ・辻 正矩氏
（箕面子どもの森学園）
- ・佐藤雅史氏
（横浜シュタイナー学園、日本シュタイナー学校）
- ・矢嶋康平氏
（ホームシューレ）

○法律成立後の変化・成果

法律成立後の変化として、千葉県議会、神奈川県議会で教育機会確保法の議員連盟ができたことが大きい。これによって、県内のフリースクールの連携がより活発になり、また千葉県では多様な学び保障条例制定に向けても動きだしている。

さらに基礎自治体だと栃木県高根沢町では、従来からある学校復帰を目的としない「ひよこの家」をさらに応援するための「多様な学び保障条例」が12月議会に首長から提出予定である。

○課題① 法律の周知、理解に関する課題

まだまだ、実際の学校現場では法律が周知されていないことが課題である。各自治体の議員が一般質問で取り上げたり、保護者が要望書を出すなどして、変化が見られる自治体もあるが、一握りであり、これからが課題である。

○課題② 法律・制度に関する課題、変えていきたい事

文科省が発行している手引きのなかには、まだ「不登校は問題行動」であるなど現状の法律にそぐわない内容が多い。今度、議員連盟に要望書として提出したい。

また、国の法律だけではなかなか地方になじみがないことが現状で、高根沢町のように条例化していくべきではないか。

5 感想及びまとめ

普通教育機会確保法が制定されて2年。それぞれの自治体で動きがあることが分かった。特に県レベルでは議員連盟ができ、条例制定に向けた動きがあるなど進んでいる。

しかし、地域差もあり、自治体レベルではこれからの周知が課題であり、さらに、法律の見直しでフリースクールの位置づけをもっとしっかり図る必要があると考える。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派にて保管